

諮問番号：諮問第 57 号

答申番号：答申第 57 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡県知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号。以下「条例」という。）の規定に基づく個人情報開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由を要約すると次のとおりである。

- (1) 福岡県と関係機関のやりとりを確認し、公平な精神医療や精神保健福祉が提供されたのかを把握したい。
- (2) 県は、平成 29 年 2 月 24 日に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 24 条の規定により通報予定であるとの相談を受理している。同年 3 月 7 日の精神鑑定前に当該相談がなされているため、公正な措置通報がなされたかどうかを確認するなどの理由から、記録の全開示を求める。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人が行った同人に係る個人情報の開示請求に対し、条例第 66 条第 4 項第 2 号に該当することを理由に却下した本件処分に、違法又は不当な点はないかということにあるため、以下判断する。

(1) 条例第 66 条第 4 項第 2 号では、「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報」については、条例第 3 章の規定は適用しないと規定されている。すなわち、これらの個人情報は、そもそも条例に基づく開示請求の対象ではない。

(2) 「精神障害者等通報書及び同通報書別紙の精神衛生診断書に記載されたあなたの個人情報」という本件処分に係る通知書の記載内容から判断すると、本件審査請求の対象となる個人情報は、「検察官が、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判（中略）が確定したとき」に精神保健福祉法第 24 条の規定により義務付けられた通報をするときに記録される個人情報（以下「本件個人情報」という。）であると認められる。

そして、都道府県知事への通報書には、一般に、開示請求者が不起訴処分になったこと又は開示請求者に係る裁判が確定したことに加え、被疑者又は被告人として逮捕・拘留された事実、前科の有無やその内容など、不起訴処分等に至る過程での開示請求者に係る個人情報が記載されていると考えられ、本件個人情報は、検察官が行った不起訴処分等に係る個人情報に該当すると認められる。

なお、本件処分に係る通知書には、審査請求人に係る「精神衛生診断書」に記載された個人情報も記載されている。「精神衛生診断書」は、検察官が、精神保健福祉法第 24 条の規定に基づく通報記録を作成する際に、当該被疑者又は被告人が精神障害者又はその疑いがあると認めた理由の詳細を説明するために通報記録に添付するものであると考えられるため、通報記録の一部ということができる。

よって、本件個人情報は条例第 66 条第 4 項第 2 号に規定にする、「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報」に該当すると認められる。

(3) したがって、処分庁が本件個人情報について、条例第 66 条第 4 項第 2 号により条例第 3 章の規定の適用が除外されていることを理由に却下とした本件処分は妥当なものと認められる。

(4) なお、審査請求人は、措置入院に至る手続等に対する不服も述べているが、これらの主張は本件審査請求の対象ではないため、判断することはできない。

(5) そのほか、本件処分に影響を与える事情もないため、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成30年4月4日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年6月21日の審査会にて調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

条例第66条第4項第2号では、「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報」については、条例第3章の規定は適用しないと規定されている。すなわち、これらの個人情報は、条例に基づく開示請求の対象ではない。

条例第66条第4項第2号に規定する「検察官が行う処分」とは、本件事案では不起訴処分であり、精神保健福祉法第24条に基づく通報や精神衛生診断は検察官が行う処分にはあたらない。

しかしながら、検察官は、精神衛生診断の結果を基に審査請求人に対し不起訴処分との決定を下し、その結果、精神保健福祉法第24条に基づく通報に至ったのであるから、本件個人情報は、条例第66条第4項第2号に規定する「検察官（中略）が行う処分（中略）に係る個人情報」に該当するものと認められる。

したがって、処分庁が本件個人情報について、条例第66条第4項第2号により条例第3章の規定が除外されていることを理由に却下とした本件処分は妥当なものと認められる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をし

たことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

会 長 岡 本 博 志

委 員 倉 員 央 幸

委 員 樋 口 佳 恵